

水道における PFOS 及び PFOA に関する調査の結果について



環境省と国土交通省が共同で実施した「水道における PFOS 及び PFOA に関する調査」のうち、水道事業及び水道用水供給事業※1の2020年度から2024年度（2024年度は9月30日時点）までの結果について公表されました。

調査の結果、PFOS 及び PFOA の水質検査を実施した事業の数は毎年増加しており、2020年度から2024年度までに検査を行ったことがある事業数は2,227事業でした。検査の結果、暫定目標値※2を超過した事業は、2020年度は11事業ありましたが、年々減少し、2023年度は3事業、2024年度（9月30日時点）は0事業でした。なお、2023年度までのいずれかで暫定目標値を超過した全14事業において、最新の検査結果では、全て暫定目標値を下回っていました。

日本の水道の給水人口に対し、今回の調査において、暫定目標値以下の水質の水道水が確認されている給水人口の割合は98.2%※4でした。本調査結果については、水質基準逐次改正検討会等における水道水質に関する目標値の検討に活用されます。また、専用水道※4の回答結果については、現在集計中のため、取りまとめ次第公表される予定です。

※1 水道事業、水道用水供給事業：水道法第3条第2項に規定する水道事業、同条第4項に規定する水道用水供給事業。いずれも、水道法に基づき国土交通大臣又は都道府県知事の認可が必要であり、主に市町村・都道府県により経営されている。

※2 PFOS 及び PFOA の暫定目標値：2020年度に水質管理目標設定項目に位置づけ、暫定目標値として、PFOS 及び PFOA の合算で50ng/Lを設定。体重50kgの人が水を一生涯にわたって毎日2リットル飲用したとしても、この濃度以下であれば人の健康に悪影響が生じないと考えられる水準を基に設定されたもの。

※3 残り1.8%は、今回の調査において、検査未実施、未回答の水道事業（受水元の水道用水供給事業の検査結果が暫定目標値以下の事業は除く。）のほか、専用水道による給水人口が含まれる。

※4 専用水道：水道法第3条第6項に規定する自家用水道等

当社では、水道水中の PFOS 及び PFOA の分析を行っています。詳しくは、当社分析担当者（フリーダイヤル 0120-01-2590）までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2024年11月29日付 環境省・国土交通省報道発表資料](#)